

亀山市告示第15号

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年2月4日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の一部を改正する告示

亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第4条第1項」を「第4条」に改め、同条第3号中「第7条の2第7項」を「第7条の3第1項」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。